

【 投 薬 】

3 4 3 広汎性発達障害に対するリスペリドン等の算定について

《令和6年10月31日》

○ 取扱い

広汎性発達障害に対する次の非定型抗精神病薬の算定は、原則として認められる。

- (1) リスペリドン【内服薬】（リスパダール錠等（3mg錠を除く。））
- (2) アリピプラゾール（エビリファイ錠等）

○ 取扱いを作成した根拠等

広汎性発達障害は、自閉症障害、レット障害、小児期崩壊性障害、アスペルガー症候群、特定不能の広汎性発達障害を総称する名称であるが、現在、「自閉スペクトラム症（レット障害を除く）」という診断名に統合されている。

リスパダール【内服薬】（3mg錠を除く。）とエビリファイ錠の添付文書の効能・効果には、「小児期の自閉スペクトラム症に伴う易刺激性」があり、薬理作用は、抗ドパミン作用、抗セロトニン作用で、上記傷病名に対して有用である。

以上のことから、広汎性発達障害に対する上記(1)(2)の非定型抗精神病薬の算定は、原則として認められると判断した。

なお、リスペリドン3mg錠の添付文書の効能・効果は「統合失調症」のみであり、本取扱いからは除くこととする。